

「改訂版京都市洪水・内水ハザードマップ」
データ作成業務委託
特記仕様書

令和 7 年 4 月

京都市行財政局防災危機管理室

担当者：久保山、西原

連絡先：075-222-3210

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、京都市（以下、「甲」という。）が受託者（以下、「乙」という。）に委託する「改訂版京都市洪水・内水ハザードマップ」データ作成業務委託（以下、「本業務」という。）の履行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（目的）

平成27年の水防法改正により、甲は想定し得る最大規模の降雨に対応した浸水想定区域の調査結果を踏まえて、これに応じた避難方法等について住民等に適切に周知する必要がある。

甲は、これまでも洪水ハザードマップの公表を行ってきたが、令和4年度までに、京都市域における国管理河川及び京都府管理河川（水防法指定以外の河川を含む）の想定最大規模の浸水想定区域の調査結果が公表されたことにより、従来の洪水ハザードマップにこれらの影響を反映する必要があるが出てきた。また、雨水出水の想定最大規模における浸水想定区域に関する調査結果も公表される。

このような背景を踏まえて本業務は、利用者目線に立ち、より効果的な避難行動に直結する洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップを作成することで、今後の本市における防災対策に資することを目的とする。

第3条（関係法令）

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書、契約書その他、次の関係法令及び手引き等に基づくものとする。なお、これらは最新の改定内容に基づくものとする。

- （1）災害対策基本法及び同施行令、同施行規則
- （2）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- （3）災害救助法
- （4）水防法及び同施行規則
- （5）河川法
- （6）下水道法
- （7）測量法
- （8）水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
- （9）土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）
- （10）「わかる・伝わる」ハザードマップのあり方について（国土交通省 ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会）
- （11）浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室ほか）
- （12）浸水想定区域図データ電子化用ツール ver.4.01 操作マニュアル（国土交通省）
- （13）洪水ハザードマップ作成のための「浸水想定区域図データ」利用ガイド（国土交通

省)

- (14) まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
- (15) 京都府地域防災計画
- (16) 京都市地域防災計画
- (17) 京都市公契約基本条例、京都市公契約基本条例施行規則、京都市契約事務規則
- (18) 京都市個人情報保護条例
- (19) 京都市個人情報保護条例施行規則
- (20) 避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当））
- (21) 京都市避難情報判断・伝達マニュアル
- (22) その他関係法令、通達、ガイドライン等

第4条（品質管理に関する公的資格要件）

乙は、適切かつ厳格な品質確保及び品質管理を行うため、関係法令、規則等を正しく遵守するほか、次の公的資格を有することを証明できる書類を提出し、承認を得るものとする。

- （１）ISO9001（品質マネジメントシステム）

第5条（配置予定技術者等の要件）

受注者は、業務管理及び技術管理の一切の事項を処理し、業務実施計画・工程計画及び安全対策など適切に遂行させるために、次の(1)の実績を有するとともに(2)及び(3)の資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置すること。

- （１）これまでに、京都市と以下の条件で同程度規模の地方自治体において、同種業務（洪水浸水想定区域図もしくは洪水ハザードマップの作成）の業務経験があること。

【条件】

都市：都道府県もしくは政令市（行政区の区分あり）、人口：約143万人、面積：約827km²、河川延長（一級河川）：約360kmのうち、いずれか

- （２）管理技術者は、技術士（建設部門－河川、砂防及び海岸・海洋）又はRCCM（河川砂防及び海岸海洋）のいずれかの資格を有するものを選任する。
- （３）照査技術者は、前項の技術部門に関する総合的な照査や、GISにて活用する電子データの納品が含まれるため、技術士（総合技術監理部門及び建設部門－河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有し、かつ洪水ハザードマップ作成の業務経験を有するものを選任する。

なお、乙は管理技術者及び照査技術者を変更しなければならない特別な事情が生じた場合は、迅速に甲の承諾を受け、その後速やかに届出を行うこと。万一管理責任者を変更する事態が生じた場合は、業務の遂行に支障のないよう万全を期すること。

第6条（提出書類）

乙は、契約締結後速やかに作業方法、使用する主要機器、要員、日程等について適切な作

業計画を立案し、契約締結後7日以内に甲と打合せを行い、甲の承認を得るものとする。

また、乙は、業務の着手及び完了にあたり、次に掲げる書類を提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 管理技術者届及び経歴書
- (2) 照査技術者届及び経歴書
- (3) 工程表
- (4) 業務実施計画書
- (5) 業務完了届
- (6) 契約金支払請求書
- (7) その他甲が指定する書類

第7条（業務進捗報告・打合せ協議）

乙は、前条の業務実施計画書に基づき、本業務を円滑に遂行するため、適切な工程管理を行うとともに、業務の進捗状況を甲に報告する打合せ協議を実施するものとする。打合せ協議は、業務着手時、中間時及び業務完了時の3回を基本として、甲が求める時期に必要な応じて随時行うものとする。内容については、打合せ協議簿として乙が作成したうえで、甲に提出しその内容について承諾を得るものとする。

なお、打合せは対面を基本とするが、甲が承諾のもと、ZOOM等を用いたオンライン形式で行うことも可能とする。

第8条（関係公署への事務手続き）

本業務の実施において必要となる関係公署への事務手続きは、甲乙協議の上、乙が実施するものとする。手続きに要する費用については、乙の負担とする。

第9条（土地の立入り）

乙は、現地作業中に、私有地に立ち入って調査を行ってはならない。

また、現地調査にあたっては、甲が発行する身分証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

なお、警察署への道路使用許可など必要となる手続きも、乙において行い、その費用については乙の負担とする。

第10条（成果品の帰属等）

本業務の成果品については、甲の管理及び帰属とし、乙は成果品等を第三者に公表または貸与してはならない。

第11条（成果品の瑕疵）

成果品納入後、本仕様書の定めには適合しないものとして誤りが発見された場合は、乙の責任において速やかに修正するものとし、これに要する経費はすべて乙の負担とする。

第12条（守秘義務）

乙は、本業務において知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。本業務が完了または解除された後においても同様とする。

第 13 条（疑義）

本仕様書に記載ない事項および疑義が生じた場合は、速やかに甲に申し出るものとし、甲乙協議のうえ甲の指示に従うものとする。

第 14 条（貸与資料）

本業務を実施する上で、必要な資料は、甲より乙が貸与を受けるものとする。乙は、貸与された資料等の管理リストを作成し甲に提出する。資料等については、その重要性を認識し、破損、滅失、盗難、漏洩等の事故が発生することのないよう取扱い及び保管を厳重に行い、業務終了後は速やかにこれを返却するものとする。

第 15 条（損害賠償）

乙は、本業務実施中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、その発生原因・経過・被害の内容を甲に報告するとともに、損害賠償の請求があった場合は、乙の責任において一切を処理するものとする。

第 16 条（成果品の納入先）

本業務の成果品の納入先は、京都市行財政局防災危機管理室とする。

第 17 条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 17 日とする。

第 2 章 業務概要

第 18 条（業務概要及び数量）

本業務の概要および数量は、次のとおりとする。

- （１）計画準備
- （２）資料収集・整理
- （３）防災関連情報、避難計画関連情報（避難人口・収容能力）の整理
- （４）洪水・内水ハザードマップ原稿作成における内容検討
- （５）洪水ハザードマップ日本語版原稿作成・修正 1 式（地図面・情報面）
- （６）内水ハザードマップ日本語版原稿作成 1 式（地図面・情報面）
- （７）洪水ハザードマップ外国語版
（やさしい日本語版、英語版、中国語版（簡体字）、中国語版（繁体字）、韓国・朝鮮語版）原稿作成・修正 1 式
- （８）内水ハザードマップ外国語版
（やさしい日本語版、英語版、中国語版（簡体字）、中国語版（繁体字）、韓国・朝

鮮語版) 原稿作成 1 式

- (9) 洪水・内水ハザードマップのホームページ掲載用データ原稿作成・修正 1 式 (日本語版・外国語版)
- (10) 指定避難所・指定緊急避難場所の想定浸水深データ取得 1 式
- (11) 家屋流出のおそれがある区域の棟数調査 1 式
- (12) その他浸水想定区域に含まれる施設データ取得 1 式 (第 3 条の関係法令・手引きによる)
- (13) 業務成果取り纏め 1 式
- (14) 打合せ協議 1 式

第 19 条 (調査手法)

本業務は、地図に関する情報をもった各種データを総合的に管理・加工し、高度な空間分析を行うとともに、その結果を視覚的に表現させながら複数のマップレイアウトを作成する必要があるため、GIS 技術を活用して調査を進めなければならない。そのため、本業務の作成する地図に関するデータは、ファイル構造がすべて公開されている、Shape ファイルで作成するものとする。

なお、座標系については、世界測地系にて作成するものとする。

第 3 章 京都市洪水・内水ハザードマップ原稿作成

第 20 条 (前提条件)

本業務を実施するにあたっては、「水害ハザードマップ作成の手引き」に準拠して、洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップを作成するものとする。

第 21 条 (計画準備)

本業務の実施方針の検討を行い、人員体制、業務工程、使用機材等を実施計画書にとりまとのめの上、甲に提出するものとする。また、本業務は GIS を用いた作業となるため、乙の社内において GIS の作業環境を構築して、作業の計画準備を行うものとする。

第 22 条 (資料収集・整理)

本業務に必要な資料を甲より収集し、作業に必要な整理を行うものとする。甲より貸与する資料は、次のものを基本とし、その他必要なものは甲乙協議の上、決定するものとする。

なお、位置に関する情報をもった各種データを総合的に管理・加工したうえで空間的な把握を行うため、必ず収集した資料のうち GIS データについては、ファイル構造がすべて公開されている Shape ファイルで GIS 環境に取込み、作業の効率化及び円滑化を図るものとする。

- (1) 洪水及び内水に関する資料 (対象河川は下記一覧のとおり)

・対象河川一覧

宇治川、木津川下流、桂川下流

鴨川、高野川
桂川（上流）、弓削川、山科川、天神川、小畑川、田原川
岩倉川、長代川、御室川、安祥寺川、四宮川、旧安祥寺川、善峰川、宇多川、合場川、藤尾川、西野山川、西野山川支川、西高瀬川、鞍馬川、貴船川、清滝川、久多川、細野川、白川、白川放水路、音羽川、静原川、有栖川、瀬戸川、東高瀬川、七瀬川、能見川、別所川、灰屋川、片波川、小塩川、三明谷川、筒江川、知谷川、室地川、明石川、熊田川、針畑川、芥川、西羽束師川、西羽束師川支川、新川、古川、弥陀次郎川、堂の川、室谷川

※法指定状況については別途提供。

・対象内水範囲

下水道事業認可区域 ※法指定状況については別途提供

- ・浸水想定区域調査結果（洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域、最大浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域）
- ・既往浸水実績資料（発生箇所、被害状況、写真、新聞記事、図書など）
- ・京都市洪水ハザードマップ作成業務委託（平成 27 年度）成果品 1 式

（２）土砂災害に関する資料

- ・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域データ（GIS データなど）
- ・既往土砂災害ハザードマップ（印刷物及び報告書など）

（３）その他の資料

- ・京都市地域防災計画
- ・防災関連施設情報（指定避難所・指定緊急避難場所、避難施設、要配慮者利用施設、大規模工場、水位観測所など）
- ・公共施設情報（施設カルテ及びGIS データなど）
- ・淀川水系流域治水プロジェクトに関する資料
- ・国勢調査
- ・国土地理院基盤地図情報データ
- ・都市計画基本図（数値地形図データファイル）
- ・本市保有の都市計画基礎調査データ（帳票およびGIS データ）
- ・その他必要となる資料

第 23 条（避難施設の整理等）

避難施設について、次のとおり各種情報の整理を行うものとする。

（１）指定避難所・指定緊急避難場所の基礎情報の更新

（令和 6 年 4 月時点、地震 4 3 3 施設、水害 3 3 8 施設、土砂災害 1 3 9 施設）

- ・収集した資料から、避難施設（棟別・階層別）ごとに収容面積等の諸元を整理し、敷地界やオープンスペース、各施設の棟ごとに区別した個別建物界等のGIS データを更新する。

（２）避難施設ごとの立地条件の評価

- ・整理した情報を基に空間分析を行い、災害の種類ごとに各避難施設の立地条件の再評価を行う。
- ・各避難施設の立地条件の評価は、避難施設ごとに、敷地界やオープンスペース、個

別建物界に対して行うものとし、浸水の影響と浸水深、土砂災害の影響等について把握する。

- ・前項の結果を一覧表に整理する。整理の様式は甲乙協議のうえ決定する。
- ・指定避難所等の浸水深は、国または府から貸与された 5m メッシュの浸水区域データから、当該施設にかかる全てのメッシュの値を抽出し、各施設の代表浸水深を協議することとする。ただし、指定避難所等によっては相当数の浸水深の値が存在するため、乙は各施設にかかる全てのメッシュの浸水深を図面等で甲に提示し、甲は提示された資料より代表浸水深を決定することとする。
- ・以上により決定した各施設の代表浸水深は、洪水・内水ハザードマップ原稿に反映する。なお、記載方法は、現行ハザードマップに記載している指定避難所等における、洪水の使用可能区分に加え、代表浸水深を併記することを基本とするが、詳細は協議の上決定することとする。

(3) 避難施設ごとの有効収容能力の把握

- ・学校基本台帳等の資料および立地条件の評価結果に基づき、各施設（敷地・オープンスペース・校舎・体育館等）の階層別部屋別の収容能力（収容面積・収容人数）を把握するとともに、有効収容能力※を算出する。

※有効収容能力：例）校舎 1 階が（洪水）浸水想定区域の浸水深 0.5m～3.0m の範囲に含まれる場合、校舎 1 階は利用しない（2 階以上を利用する）等を考慮すること。

- ・市有施設の避難施設活用について新規に検討している場合は、同様の検討を行う。
- ・国勢調査などの人口情報及び建物情報を基に、洪水・土砂災害ごとの要避難者数を算出する。なお、算出方法は、最新の知見等を踏まえて、甲乙協議のうえ決定する。
- ・有効収容能力と算出した要避難者数を比較し、地域別（例えば、小学校区）の洪水・土砂災害ごとの収容能力の過不足数を算出する。なお、甲が各施設を任意選択し、1 人あたり利用面積を任意入力した際に、有効収容能力（面積・人数）及び地域別有効収容能力の過不足が自動で算出されるエクセル表を作成する。
- ・これらの結果より、収容能力の低い地域等において配慮すべき要避難者数や人口情報などを勘案し、民間施設等において有効活用可能な範囲などについて、資料を作成するものとする。
- ・調査結果は、GIS 環境で作成した図面等を利用してわかりやすく整理すること。なお、整理方法は、甲乙協議のうえ決定する。
- ・新型コロナウイルス等の感染症の蔓延防止の観点からソーシャルディスタンスを保った場合や間仕切り等を使用した場合の収容人数も算出する。なお、算出方法については各種通知や最新の知見等を参考に、協議の上決定する。

(4) 民間施設の基礎情報調査

- ・上記とは別に、最新の都市計画基礎調査の建物調査結果のうち、建物階数調査および延べ床面積の調査結果をもとに、「早期立退きが必要な区域」など大きな被害が想定される浸水深のエリア内およびその周辺地域に存在する 3 階建て以上の共同住宅を中心に、立地の有無を整理し、施設の棟ごとに区別した個別建物界などを GIS データとして作成し、GIS 環境に取り込むものとする。

(5) まるごとまちごとハザードマップの基礎情報調査

- ・市民の日頃からの水防災への意識向上と主体的な避難行動を促すため、市内各所にまるごとまちごとハザードマップを設置している（通常版355箇所、高度化21箇所）。これらの表示板には設置地点の想定浸水深が記載されているが、本業務における浸水想定区域の更新による影響について調査し整理する。
- ・調査結果は、GIS環境で作成した図面等を利用してわかりやすく整理すること。なお、整理方法は、甲乙協議のうえ決定する。

(6) 基本となる施設の基礎情報調査

- ・「水害ハザードマップ作成の手引き」に地図上への記載が標準及び推奨とされている施設等について、記載の要否や方法等について確認、整理し、ハザードマップ原稿に反映する。なお、標準とされている施設等については記載することを基本とするが、地図上の表現が煩雑にならないように留意する。

(7) 浸水継続時間の設定、氾濫流到達範囲の設定など

- ・住民の避難や企業等の自衛水防のタイミングの判断や、企業等のBCP計画策定に資するよう、氾濫想定地点ごとの浸水計算結果による氾濫水の到達時間、最大浸水深発生時間、排水完了時間（いずれも破堤からの時間）を設定する。
 - ・その上で、これらのデータを用いて、河川別（洪水予報河川、水位周知河川、その他河川）に氾濫流到達範囲（氾濫想定地点である隣接地域、1時間以内に到達する地域及び家屋等倒壊危険区域（河岸浸食）が含まれる地域、1時間以上で到達する地域、2時間以上で到達する地域、その他の地域）を確認し、それを河川別・到達時間別に学区を整理する。
 - ・さらに、河川別・到達時間別に整理した学区を、洪水予報河川並びに水位周知河川の換算水位設定観測所の受け持ち区間別に整理する（洪水予報河川・水位周知河川のどちらの河川にも該当しない学区はそのまま、その他河川として整理）。
- ※ 上記3項目は、『洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）』の「5. 浸水継続時間等の設定」の記載を参照すること。
- ・なお、氾濫想定地点からの氾濫状況（氾濫想定地点を避難判断の基礎となる氾濫危険箇所とみる）を監視している換算水位設定観測所と、その設定水位データ（水位上昇速度、避難判断水位・氾濫危険水位等）も受け持ち区間別に整理し、前項と関連付ける。

第24条（家屋流出のおそれがある区域の棟数調査）

各種建物データ（京都市都市計画基本図、京都市都市計画基礎調査、国土地理院基盤地図情報、固定資産税家屋図形のいずれか）の家屋レイヤと家屋流出のおそれがある区域レイヤを重ねさせ、区域内に一部でも含まれる家屋を抽出する。使用する建物データについては、付与されている属性情報等を考慮して協議の上決定する。

第25条（洪水・内水ハザードマップ原稿作成における内容検討）

京都市洪水・内水ハザードマップは、現行ハザードマップのページ構成、デザイン等にこだわらず、近年の他都市のハザードマップ等も参考にしながら自由に設計する。地図面にお

いては、住民にわかりやすいデザインやレイアウトとするため、GISを用いて複数のレイアウト案を作成し提示しながら、素案、修正案、最終原稿の作成を行うものとする。情報面については、現行ハザードマップの情報を最新のものに更新するとともに、追加で必要な情報を網羅する。

なお、地図面・情報面ともに、様々な掲載内容があるため、その内容については十分な協議を行い、かつ様々な案を提示し、より良いハザードマップとなるよう作業を進めるものとする。

(1) 素案の作成

- ・洪水・内水ハザードマップの構成、地図の図郭割、使用する基図及び表示縮尺等の基本事項を検討する。特に基図及び表示縮尺は、わかりやすいマップとなることを踏まえて、GISを用いて検討用図面を作成し、甲乙協議を行うものとする。
- ・複数河川の情報を重ねて表示することも想定されるため、重ねた図面も提示するものとする。
- ・素案を作成した段階で、甲の承認を得るものとする。
- ・記載する事項については、次のとおりを想定するが、甲乙協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

○地図面

- ・想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と浸水深
- ・土砂災害警戒区域
- ・早期の立退き避難が必要な区域
- ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・要配慮者利用施設、地下街、大規模工場等
- ・水位観測所等の位置（映像が提供されるCCTV等を含む）
- ・地盤高（標高）
- ・浸水継続時間
- ・浸水到達時間
- ・その他協議により必要と考えられるもの

○情報・学習面

- ・洪水予報等避難指示等の伝達方法（プッシュ型の情報）
- ・水害時に得られる情報と、その受信や取得の方法（プル型の情報）
- ・避難指示に関する事項
- ・浸水が想定される区域における避難行動の解説と留意点
- ・避難場所等の一覧
- ・避難訓練の実施に関する事項
- ・水害シナリオ（降雨・外力条件などの設定条件、災害イメージの固定化に関する注意喚起等）
- ・他のハザードマップ作成状況に関する事項
- ・水害に備えた事前の心構え（被害を抑えるための自衛策等）
- ・既往水害に関する情報（過去の浸水実績等）
- ・水害発生時における避難の心得（正確な情報収集、動きやすい服装、水害時に

起こること、避難の際に注意すべきこと)

- ・ 水害発生メカニズム、地形と氾濫形態・特性、被害特性
- ・ 気象警報等に関する事項
- ・ 安否確認情報（伝言サービス）
- ・ マイタイムライン等個別避難計画の作成に関する事項
- ・ 新たな警戒レベル、新たな防災気象情報の運用に関する事項（従前との変更点など）
- ・ 気象庁キキクルの活用
- ・ その他協議により必要と考えられるもの

※ なお、情報・学習面についてはQRコードや参照 Web サイト等の活用も含む

（２）修正案の作成

- ・ 素案を基に、協議による意見等を踏まえ、修正案を作成するものとする。
- ・ 修正案を再度甲へ提示を行い、承認を得るものとする。
- ・ 修正案については、数回の更新が必要となることを想定すること。

（３）最終原稿の作成

- ・ これまでの作業結果より、洪水・内水ハザードマップの最終原稿を作成するものとする。
- ・ 最終的に、甲の承認を得た段階で、印刷用の電子データ（イラストレータ形式及びPDF形式等）の作成を行うものとする。

（４）多言語版原稿の作成

- ・ （３）までの作業結果を、やさしい日本語版としてまとめた上で、既存の英語版、中国語（簡体字）版、中国語（繁体字）版、韓国・朝鮮語版の原稿に翻訳反映させ、英語版、中国語（簡体字）版、中国語（繁体字）版、韓国・朝鮮語版の原稿を作成する。
- ・ 素案を甲へ提示を行い、承認を得るものとする。

（５）土砂災害ハザードマップ原稿の修正

- ・ 既存の土砂災害ハザードマップ原稿に、（３）までの作業結果を反映させ、土砂災害ハザードマップ原稿の修正版を作成する。
- ・ 素案を甲へ提示を行い、承認を得るものとする。

第 26 条（業務成果のとりまとめ）

これまでの作業を整理し、業務成果をとりまとめるものとする。

（１）洪水・内水ハザードマップ説明用資料の作成

- ・ 作成及び更新した洪水・内水・土砂災害ハザードマップを基に、洪水・内水・土砂災害ハザードマップの使い方、避難の仕方、市の防災への取組等を示したパワーポイント資料（A4・10 頁程度）を更新する。

（２）地域防災計画修正時に反映すべき事項の整理

- ・ 本業務で整理した事項や調査した内容で、次の京都市地域防災計画修正時に反映すべき事項があれば、その内容を業務報告書に取りまとめておくものとする。

（３）納品データ整理（GIS データなど）

- ・本業務で作成した成果品は、紙媒体とともに、すべて電子データでの納品を行うものとする。特に、今後、部分修正などが発生した場合には、簡単に修正作業ができるよう、汎用的なデータ形式で納品するものとし、詳細については、製品仕様書に取りまとめるものとする。
 - ・地図面に関するデータについては、すべてGISデータ（Shapeファイル形式）で納品するものとする。
- （４）業務報告書の作成
- ・本業務で検討した事項及び作業経過、協議などを綴った業務報告書を作成するものとする。
- （５）WEB版ハザードマップとの調整
- ・同時期に実施予定の【「京都市WEB版ハザードマップ」再構築業務委託】との連携をとること。納品時のフォルダ構成など、必要に応じて受託業者間での協議を実施すること。
- （６）業務の作業期間
- ・本業務の履行期間は令和８年３月１７日までとするが、甲による最終確認やそれに伴う内容の微修正も考慮し、作業としては令和８年２月末日までに完了させること。

第 27 条（成果品）

本業務の成果品は、次のとおりとする。なお、納品媒体については、甲乙協議の上、決定するものとする。

- （１）京都市洪水ハザードマップ原稿（日本語版）A1版1式
（Adobeイラストレータ及びPDFデータ形式）
- （２）京都市洪水ハザードマップ原稿（やさしい日本語版、英語版、中国語（簡体字）版、中国語（繁体字）版、韓国・朝鮮語版）A1版1式（Adobeイラストレータ及びPDFデータ形式）
- （３）京都市内水ハザードマップ原稿（日本語版）A1版1式
（Adobeイラストレータ及びPDFデータ形式）
- （４）京都市内水ハザードマップ原稿（やさしい日本語版、英語版、中国語（簡体字）版、中国語（繁体字）版、韓国・朝鮮語版）A1版1式（Adobeイラストレータ及びPDFデータ形式）
- （５）京都市土砂災害ハザードマップ原稿（日本語版）A1版1式
- （６）業務報告書（簡易製本）2冊
- （７）業務報告書（Excel及びPDF形式等）1式
※次の地域防災計画修正時に反映すべき事項があればそれを記しておく。
- （８）避難施設一覧データ（Excel形式）1式
- （９）有効収容能力及び過不足数を自動算出できるエクセル表1式
- （10）民間施設データ（Shapeファイル形）1式
- （11）納品用GISデータ（Shapeファイル形式）1式
- （12）その他必要とされるもの1式

以 上

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業員の監督)

第4条 受注者は、従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業員に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせたときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

- 第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。
- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

- 第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
 - 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生の報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。